



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

交通事故で健康保険を使用する場合は届け出が必要です

交通事故等の第三者の行為によって病気・ケガをしたときは、仕事中や通勤途中の事故が原因でなければ健康保険を使って治療を受けることができますが、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

第三者行為による傷病届が必要なケース

- ・相手方がいる交通事故(ただし自損事故でも同乗者であった場合は届出が必要となります。)
- ・他人が飼っている動物に咬まれた
- ・他人からの暴力など



POINT



交通事故等の第三者の行為により病気・ケガをしたとき被害者は加害者に損害賠償を請求できますが、健康保険の給付を受けた場合の治療費は、本来、加害者が負担すべきもので、協会けんぽが一時的に立て替えて支払うこととなります。

そのため、協会けんぽが後日、加害者(または加害者が加入している損害保険会社等)に対して立て替えた費用を請求(求償権の代位取得)するために、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要となります。



示談は慎重に

示談の内容によっては、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用した治療や保険給付を受けることができなくなる場合があります。示談をするときは、事前に協会けんぽへご連絡をお願いします。

ケガによる支給申請では、負傷原因届が必要な場合があります

負傷(ケガ)により各種給付の申請をするときは、添付書類として「負傷原因届」が必要になります。ただし、業務中(通勤途中)に負傷した場合、業務(通勤)災害に該当する場合があります。詳しくは、労働基準監督署にお問い合わせください。

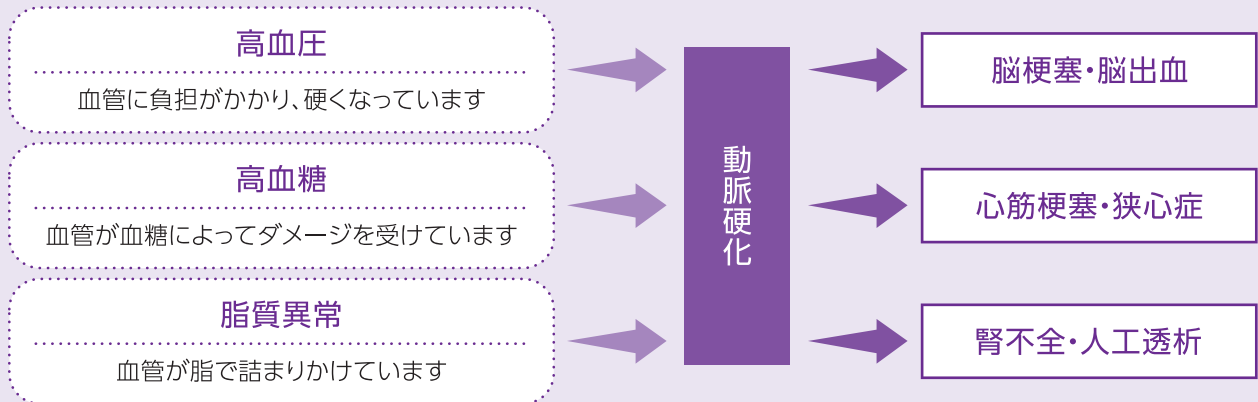
負傷(ケガ)によって、
負傷原因届が必要になる支給申請

・移送費 ・海外療養費

健診は“受けっぱなし”にしないで!

高血圧症や糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病は、自覚症状がないまま進行します。
治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患や脳卒中等を発症する危険度が高くなります。

高血圧、高血糖、脂質異常を放置するとどうなる?



生活習慣病にならないために

特定保健指導を利用しましょう!

健診の結果、腹囲(肥満)に加え、血圧・血糖・脂質のいずれかのリスクと喫煙歴がある方に協会けんぽから特定保健指導の案内をさせていただいています。

保健師・管理栄養士等が皆さまの健康づくりをサポートしますので、是非ご利用ください。

医療機関を受診しましょう

健診で「要治療」や「要精密検査」の結果がでたら、自分の身体の状態を見直す大きなターニングポイントです。

早期に受診することで、重大な病気のリスクを下げられます。いつまでも元気に生活していくためにも、放置せずに医療機関を受診しましょう。

申請は郵送手続きをご利用ください

健康保険に関する各種申請は、郵送手続きが便利です。窓口は混雑状況によってはお待ちいただくことがありますので、郵送により手続きしてください。

各種申請書及び記入例は、協会けんぽHPよりダウンロード可能です。

また、「届出・申請書作成支援サービス」にて各種申請書を簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。

送付先 **〒760-8564 協会けんぽ香川支部** ※郵便番号を記載いただければ住所の記載は省略できます。



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 **087-811-0570**
(自動音声にてご案内しております。)

健康づくりの答えがここに!

10月31日までの
限定配信です!



健康づくりセミナー